1　PPP/PFIの概要、メリット

2　小規模自治体でも活用できるPPP/PFI事例

3　分野横断・広域型PPP/PFIの事例

4　事業検討の際のプラットフォームの活用方法

5　情報提供（内閣府の支援制度等）

PPP／PFI推進に活用できる支援制度

1）地域プラットフォーム形成支援

支援内容：地域プラットフォームの立ち上げや運営を支援
支援対象：地域プラットフォームの継続的な取組実施を通じてPPP/PFI案件形成を目指す地方公共団体等
支援方法：内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

地域におけるPPP/PFI促進環境

2）優先的検討規程運用支援

支援内容：優先的検討規程の策定や運用を支援
支援対象：優先的検討規程の策定や運営の改善を図ろうとする地方公共団体
支援方法：内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

事業の段階

PPP/PFI手法導入の優先的検討

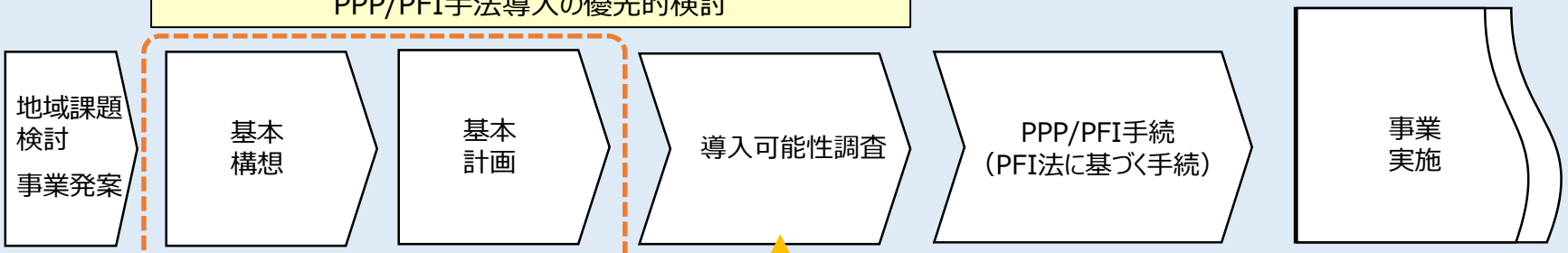

3）高度専門家による課題検討支援

支援内容：公共施設等運営事業等の課題解決方策の検討を支援
支援対象：公共施設等運営事業等を実施予定の地方公共団体等
支援方法：内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

4）協定プラットフォームに参画する地方公共団体の事業化支援

支援内容：マーケットサウンディング実施や簡易検討（簡易VFM作成など）を支援
支援対象：協定プラットフォームに参画する地方公共団体
支援方法：内閣府が契約したコンサルタントを複数回派遣し、年間を通して支援

5）民間資金等活用事業調査費補助金

支援内容：導入可能性調査等の実施を補助金により支援
支援対象：公共施設等運営事業等を実施予定の地方公共団体
支援方法：原則 10,000 千円上限。都道府県及び政令指定都市は、公共施設等運営事業に関するものを除き、補助率を 1/2、原則 5,000 千円上限として支援

6）PPP/PFI専門家派遣制度

支援内容：専門家による講演、基礎的内容や具体的案件に関する助言
支援対象：PPP/PFIに取り組む地方公共団体等
支援方法：内閣府が委嘱したコンサルタント又は地方公共団体職員を半日程度派遣。複数回の派遣も可能

１）地域プラットフォーム形成支援

募集期間：令和6年1月11日～3月1日正午

概要

地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場（地域プラットフォーム）の立ち上げや運営を支援

地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、他の地方公共団体への横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査を始め案件形成に資する支援を併せて実施

支援内容

■支援対象

地域プラットフォームの継続的な取組実施を通じて、多様なPPP/PFI案件の形成を目指す地域

※複数の地方公共団体等で構成される広域的な地域プラットフォームを重点的に支援

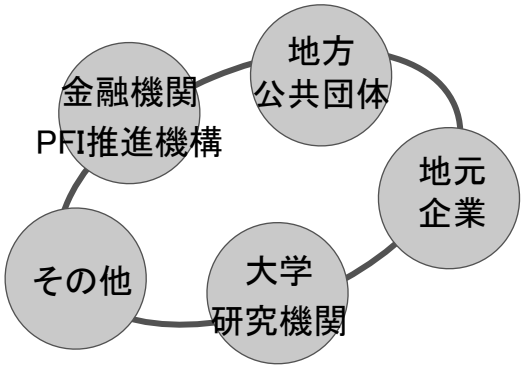

【地域プラットフォームイメージ】

■具体的な支援事項（例）

○コンサルタントを派遣し、地域プラットフォームの立ち上げから支援終了後の継続的な運営体制の構築までをサポート

- 構成員の決定、活動計画策定の支援
- セミナー等の開催準備、企画立案、運営の支援
  （参加者募集、実施企画の提案、講演者手配、必要資料作成　等）
- 支援終了後の継続的な運営体制構築や運営方法について助言

○地域プラットフォームに寄せられる案件（横展開の可能性が高いもの）に対し、事業の実現性を高めるための情報提供、助言や、今後の方向性を提示

- プラットフォームを通じたサウンディング調査（民間事業者の参入意向や参入条件等の確認）の実施及び結果分析の支援
- 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴、事業実施に向けたスケジュール、検討項目、取り組む際の留意点等の情報提供　　等

これまでの支援事例

セミナーの開催
（かがわPPP/PFI 地域プラットフォーム：令和2年度支援）

セミナーの開催
（群馬県PPP/PFIプラットフォーム：令和3年度支援）

PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度

募集期間：令和6年1月11日～3月1日正午

概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

支援内容

■対象となる地域プラットフォーム

○要件

・代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる

・代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める　等

○次に掲げる機会を年１回以上提供

・参加者のPPP/PFI事業のノウハウ習得の機会

・地方公共団体がその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の機会

・地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会

■支援内容

○関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣

○地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援　等

【協定プラットフォームイメージ】

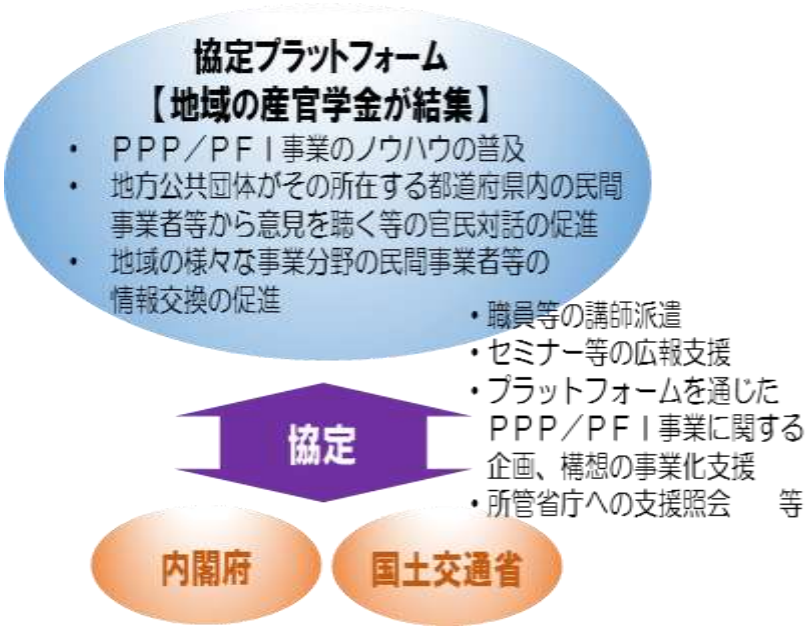

協定PPP/PFI地域プラットフォームの運営状況

○内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFI事業の具体の案件形成を促進するため、PPP/PFI地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援している。

○**協定PPP/PFI地域プラットフォーム36団体**のうち、令和５年度実績で、**35団体（97.2%）が講習会や官民対話等**の取組を実施、**21団体（58.3%）が官民対話等の具体の案件形成**に関する取組を実施した。地域プラットフォームを形成した年度は主に講習会を開催して機運の醸成を図り、翌年度以降に官民対話を実施して具体の案件形成に取り組む傾向にある。

○一方、**直近３か年連続で継続的、安定的に官民対話を実施した団体は13団体（36.1%）**に留まっており、継続的、安定的に官民対話を実施していない団体も多数存在している。

No.	協定PPP/PFI地域プラットフォーム名称
1	川崎市PPPプラットフォーム
2	横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム
3	とやま地域プラットフォーム
4	いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム
5	ふくい地域プラットフォーム
6	ぎふPPP/PFI推進フォーラム
7	静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム
8	みえ公民連携共創プラットフォーム
9	淡海公民連携研究フォーラム
10	京都府公民連携プラットフォーム
11	和歌山県官民連携プラットフォーム
12	鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム
13	広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム
14	山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
15	徳島県PPP/PFIプラットフォーム
16	高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム
17	北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム
18	長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム
19	熊本市公民連携プラットフォーム
20	宮崎県・地域PPPプラットフォーム
21	沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム

No.	協定PPP/PFI地域プラットフォーム名称
22	やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム
23	ふじのくに官民連携実践塾
24	佐世保PPPプラットフォーム
25	おおいたPPP/PFI地域プラットフォーム
26	あおもり公民連携事業研究会
27	かがわPPP/PFI地域プラットフォーム
28	あきた公民連携地域プラットフォーム
29	群馬県PPP/PFIプラットフォーム
30	横浜PPPプラットフォーム
31	福山市公民連携事業推進プラットフォーム
32	愛媛PPP/PFI地域プラットフォーム
33	宇都宮PPP/PFI地域プラットフォーム
34	にいがたPPP/PFI研究フォーラム
35	岡崎市SDGs公民連携プラットフォーム
36	鹿児島県PPP/PFI地域プラットフォーム

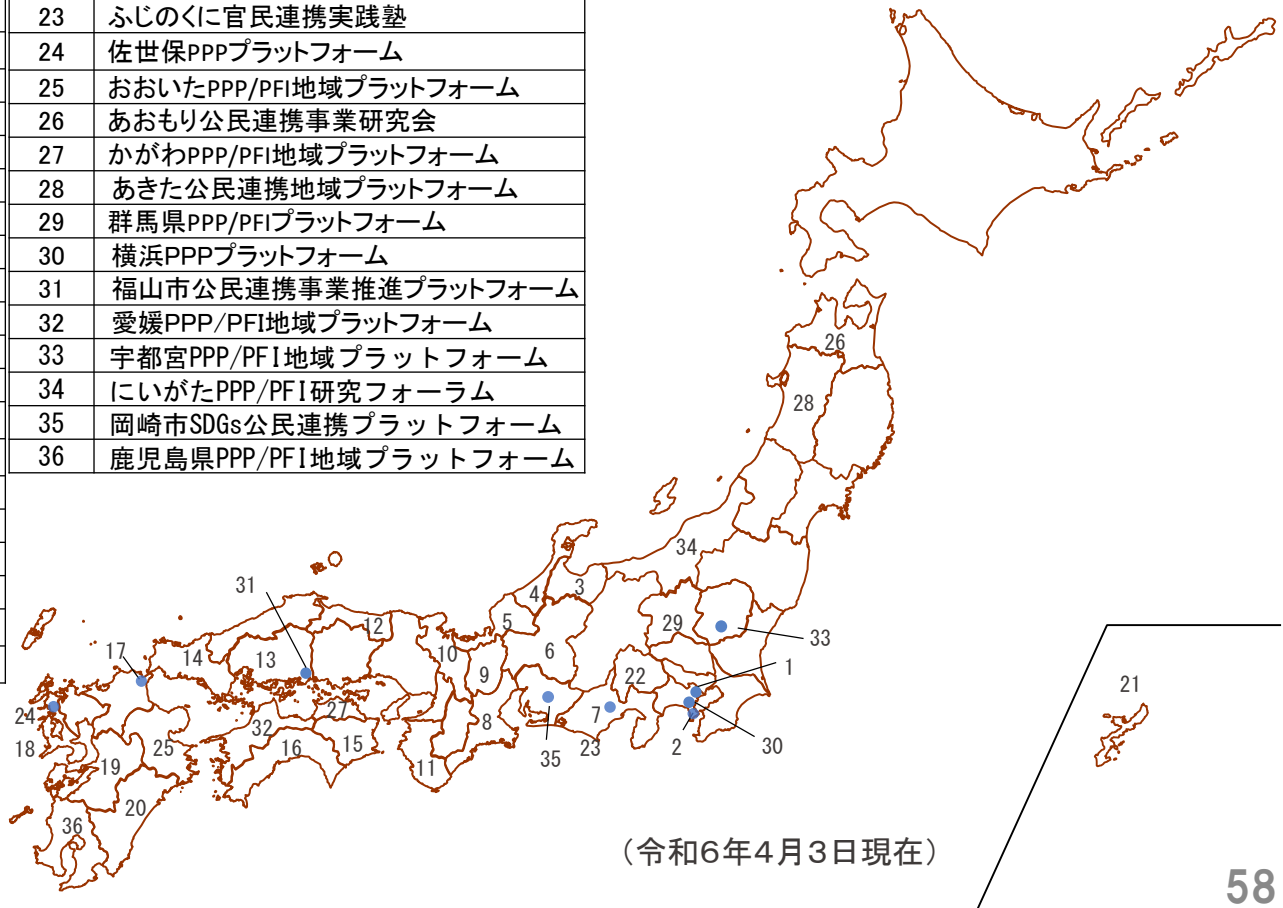

（令和6年4月3日現在）

２）優先的検討規程運用支援

募集期間：令和6年1月11日～3月1日正午

概要

「優先的検討規程」とは、地方公共団体が公共施設の整備等を行う場合、自ら行う従来型手法に優先して、PPP/PFI手法の導入を検討することを定める規程

この規程の策定と、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI方式で進捗させる過程に対し、職員及び内閣府が委託して派遣するコンサルタントが助言・指導等して支援

支援内容

■支援対象

優先的検討規程を令和6年度末までに策定予定又は策定済みで運用の改善を図ろうとする地方公共団体

※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。
(1)人口20万人未満の地方公共団体　　(2)優先的検討規程が未策定の地方公共団体
(3)今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

■具体的な支援事項（例）

○コンサルタントによる資料提供や助言、内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等により、地方公共団体が行う優先的検討規程の策定、あるいは、対象事業に関する優先的検討規程の運用の初期段階を実際に事業化することを念頭に支援

- 優先的検討規程の策定・運用に関する助言
- 他の地方公共団体が策定した優先的検討規程の優良事例に関する情報提供
- 対象事業の類似事例におけるPPP/PFI手法の導入効果や特徴に関する情報提供
- 優先的検討規程策定に関する庁内勉強会等におけるPPP/PFIの基礎知識を始めとした講義対応
- 対象事業の企画から事業者選定までの手順について、シナリオ・手順フロー図を作成するために必要な情報の提供　　等

これまでの支援事例

庁内勉強会における講義
若狭町（福井県）
（令和3年度支援）

庁内勉強会における講義
豊明市（愛知県）
（令和3年度支援）

３）高度専門家による課題検討支援

募集期間：令和6年1月11日～3月1日正午

概要

高度な専門的検討を必要とする、公共施設等運営事業（コンセッション事業）、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業、指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業、ウォーターPPPによる事業等の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家等による助言や情報提供等の支援を実施

支援内容

■支援対象

高度な専門的検討を必要とする以下のいずれかに該当するPPP/PFI事業を実施しようとしている地方公共団体等

- 公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）
- 収益型事業（収益施設の併設・活用等事業収入等で費用を回収する事業）
- 公的不動産利活用事業
- PFI法第６条に基づく民間提案の制度を活用する事業
- 指標連動方式（アベイラビリティペイメント方式）による事業
- ウォーターPPPによる事業

※支援対象の選定では、今後の展開が期待されるモデル性のある案件を優位に評価します。
※導入可能性調査開始前の検討段階の事業が対象です。

■具体的な支援事項（例）

内閣府職員やコンサルタントの地方公共団体への派遣等のほか、支援対象事業を実現するために専門的検討が必要な課題について、高度な専門的知識を有する専門家が、参考となる情報提供や解決法策の検討に対する助言等を実施

- 法令上の制約事項や会計・税務の制度等を踏まえた最適な事業スキームの検討に対する助言
- 事業採算性の検証の実施に関する助言
  （民間事業者ヒアリング、事業収支シミュレーションの実施等）　　等

※対象事業の課題に応じた支援を実施します

これまでの支援事例

大阪市
（平成28年度支援）

設置者が「**地方独立行政法人**」となる場合の事業スキーム・運営体制について、
高度専門家より**法務的な知見**を整理

『大阪中之島美術館』

事業主体：地方独立行政法人 大阪市博物館機構
事業方式：公共施設等運営権（コンセッション）方式

H30.10	実施方針（案）公表
H31.4	機構（地独）設立
R1.6	実施方針公表
	特定事業選定
	事業者募集開始
R2.4	事業者決定
	実施契約締結
R4.2	開館

＜イメージパース＞

４）協定プラットフォームに参画する地方公共団体の事業化支援

募集期間：令和6年1月11日～3月1日正午

概要

内閣府及び国土交通省と協定を締結した地域プラットフォーム（協定プラットフォーム）に参画する地方公共団体に対し、内閣府が委託契約を結ぶコンサルタントを派遣し、PPP/PFIの検討案件について、サウンディング実施や具体的なスケジュール（シナリオ・手順フロー図など）作成などを支援

支援内容

■支援対象

・協定プラットフォームに参画する地方公共団体
・導入可能性調査を実施していない案件のうち以下の要件を満たすもの
　①地域プラットフォームにてサウンディングを実施し、民間事業者の意向確認を行うもの
　②サウンディング結果を基に次の検討段階に移行できる可能性のあるもの

■具体的な支援事項（例）

○内閣府と委託契約を結んだコンサルタントを地方公共団体に派遣し、以下内容について情報提供・助言等により支援
・サウンディング等の官民対話を行う案件候補に対して、PPP/PFI案件形成に向けた情報提供及び助言等を行い、実現可能性が見込めるPPP/PFI事業形態案を提示
・案件に関する具体的なスケジュール（シナリオ・手順フロー図など）作成に必要な情報を収集・整理
・作成したスケジュールにおいて、現段階から一段階先に進展するために必要なデータの作成

例）従来型の調達方法で行った場合とPPP/PFIを活用した場合の比較データ（簡易的なVFMの評価、定性的評価）の作成

これまでの支援事例

中央公園再整備事業（静岡県裾野市）

（中央公園MAP）

案件概要

施設の老朽化、目新しさのない園内環境等などを踏まえた公園の来園者数増加方策の検討

支援概要

・サウンディングに向けた資料作成項目案の整理、資料作成に関する助言
・サウンディング質問事項の事前検討支援
・民間事業者からの想定質問やその回答検討の支援
・年度以降の具体的スケジュールの提示

⇒<u>サウンディングを通じ課題解決の方向性が整理され、事業化スケジュールやタスクの明確化に繋げることができた</u>

5)民間資金等活用事業調査費補助金

概要

募集期間：令和6年 12 月 2 日～ 12 月 26 日正午

公共施設等運営事業等※１を推進するため、地方公共団体に対し、公共施設等運営事業等の導入に係る検討に要する調査委託費を助成することにより、公共施設等運営事業等の案件形成を促進。

※１公共施設等運営事業等とはPPP/PFI 推進アクションプラン（令和６年６月３日民間資金等活用事業推進会議決定）における「類型Ⅰ：公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）」、「類型Ⅱ：収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業」、「類型Ⅲ：公的不動産の有効活用を図るPPP事業（公的不動産利活用事業）」又は「類型Ⅳ：サービス購入型などのPPP/PFI事業」をいう。

支援内容

■対象機関

公共施設等運営事業等を実施しようとする地方公共団体

■対象分野

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第二条各号に規定されている施設でかつ事業段階が早期である等のため所管省庁が明確でない事業、あるいは、複数の省庁に所管がまたがる事業

（例）公有地における何らかの公共施設整備、公営住宅と社会福祉施設との複合施設、体育館と運動公園の整備、上工下水道一体の管理等

■調査内容

○導入可能調査

・公共施設等運営事業等の導入前に、公共施設等運営事業等導入の可能性、対象事業の範囲、官民のリスク分担、広域化等を検討

○デューディリジェンス

・公共施設等運営事業等の導入前に、対象施設や対象事業について、資産、法務、財務等の状況を調査するもの

PPP/PFI案件形成の流れ

事業立案 → 事業化検討（導入可能性調査 デューディリジェンス → 事業手法決定） → PPP/PFI手続 → 事業実施

■補助対象経費

調査費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費（委託費：原則1,000万円上限。都道府県・政令指定都市は公共施設等運営事業及び広域型PPP/PFI事業※２を除き、補助率1/2、原則500万円上限。）

※２複数の地方公共団体が公共施設等の管理者等となって実施するPPP/PFI事業

支援スキーム

これまでの支援事例

宮城県上工下水一体官民連携運営事業

宮城県は、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業への公共施設等運営権制度の導入を検討する際に必要となる調査ついて、本補助を活用して導入可能性調査やデューディリジェンスを実施(H28年)

＜事業経緯＞

R1.11 実施方針公表
R3.3　運営事業者の選定
R3.12 実施契約の締結
　　公共施設等運営権の設定
R4.4　運営事業の開始

＜事業範囲＞

＜事業費の削減効果＞

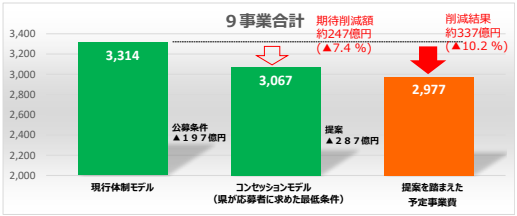

（出典）宮城県HP

６）PPP/PFI専門家派遣制度の概要

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和5年度末までに延べ476件。

【制度の概要】

○ 地方公共団体等からの依頼内容に応じて適切な専門家を選定し、１回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）

○ 通年で申込を受付けており、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担。行政実務専門家（地方公共団体等職員）、民間の専門家（コンサルタント等）、PFI推進機構の中から専門家の選択が可能

○ 専門家は、専門的な立場から、講演、事業手法に関する助言等を実施

（PPP/PFI事業に係る依頼内容の例）

・制度概要、事例紹介、事業推進方法等に関する講演
・事業の案件形成に関する相談
・庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会対応、庁内合意形成に関する相談
・民間提案制度に係る受け入れ体制構築・インセンティブ付与方法・審査方法に関する相談
・地域プラットフォームの形成・運用、優先的検討規程の策定・運用に関する相談
・首長、地方議会の理解促進等を図る取組に関する相談
・金融、ファイナンスに関する相談

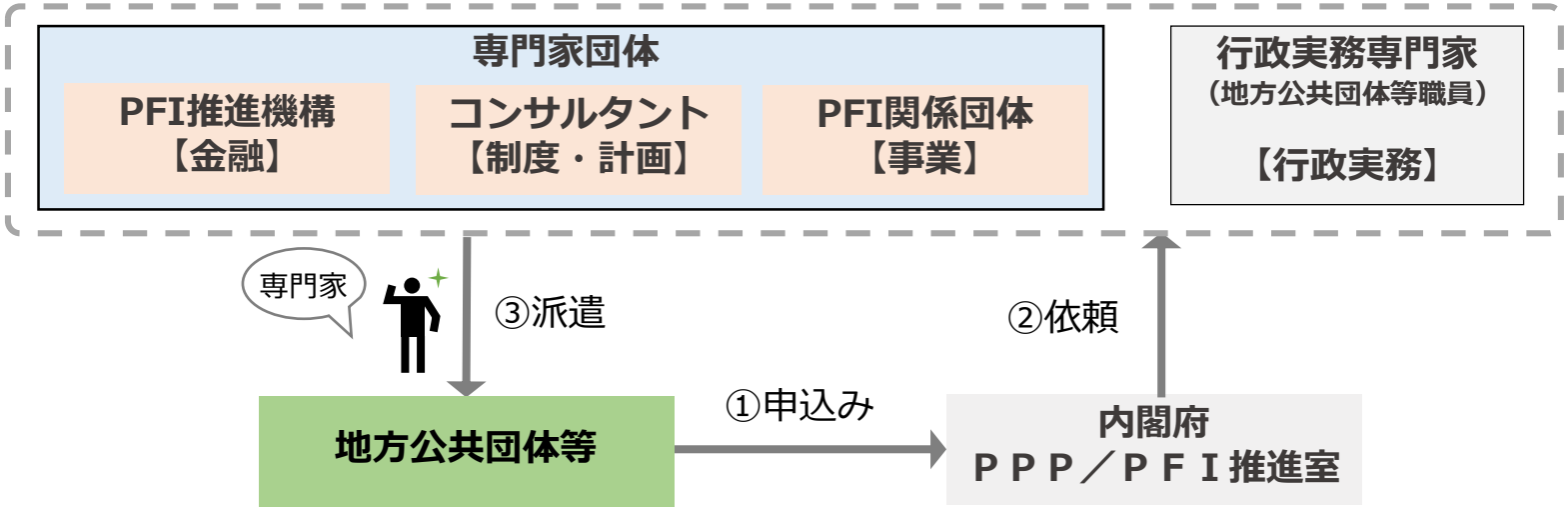

地方議会の理解促進等を図る取組へのPPP/PFI専門家派遣制度の活用事例

○日野市議会事務局より**PPP/PFI専門家派遣制度を活用したいとの依頼**があり、**日野市議会議員が参加するPPP/PFI研修に日本PFI・PPP協会の植田会長を専門家として派遣**した。

○研修では、植田会長より「PPP/PFI 推進の必要性・メリット」について講義してもらうとともに、内閣府から「PPP/PFI推進の最近の動向等」について説明し、その後、意見交換を実施した。

○**受講者した議員の約96%が「研修は有意義だった」と事後アンケートで回答（回答数22名）**するなど、研修は**地方議会議員のPPP/PFIに関する理解度向上につながった**。

研修の内容と開催状況

日　時：令和6年10月24日(木)13時30分～15時30分
場　所：日野市議会本会議場
受講者：日野市議会議員23名、日野市職員５名

（研修内容）

1．PPP/PFI 推進の必要性・メリット（講義）
講師：特定非営利活動法人 日本PFI・PPP協会
会長兼理事長　植田 和男氏

2．PPP/PFI推進の最近の動向等（講義）
講師：内閣府民間資金等活用事業推進室
企画官　鈴木 祥弘

3．質疑応答・意見交換

▲植田会長の講義状況

▲内閣府の講義状況

主な意見交換の内容

（質問）市役所の組織内にPPP/PFIに関する専門知識やノウハウを蓄積する有効な方法をアドバイスいただきたい。

講師の回答

・案件ごとの担当者だけでなく、PPP/PFIの担当課にノウハウ等が蓄積される仕組みづくりが必要。
・行政は従来業務の延長線上で仕事する性質があるため、例えば、公共施設マネジメント課などに組織名を変更し、それと同時に新たなミッションを付加するのが有効である。

研修後の受講者の声

市議会議員

・PPP/PFIの基礎的な考え方や先進事例を知ることができて有意義だった。
・手法ではなくまず課題に着目し、どのような手法が活用できるか検討することが大切だとわかった。

市職員

・行政と議会の目線を合わせという意味で有意義だったと思う。
・この取組により、PPP/PFIについての議会でのやりとりがよりスムーズになるのではないか。

PPP/PFIに関するお問合せについて

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します

連絡先：内閣府PPP/PFI推進室　03-6257-1655（直通）

○問い合わせいただいている主な質問の例

1．PPP/PFI全般
- コンセッションについて教えてほしい。
- ○○（例：学校空調整備）を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2．PFI法関連解釈
- 地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ○○（例：温泉施設）はPFI法２条の公共施設等に該当するか。

3．PPP/PFI支援措置
- PFI事業は補助金の対象になるのか。
- PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

4．PPP/PFI優先的検討規程
- 優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- 簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

● ワンストップ窓口制度

平成30年度のPFI法改正により、**『ワンストップ窓口制度』**が位置づけられました。

- 地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- 内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。

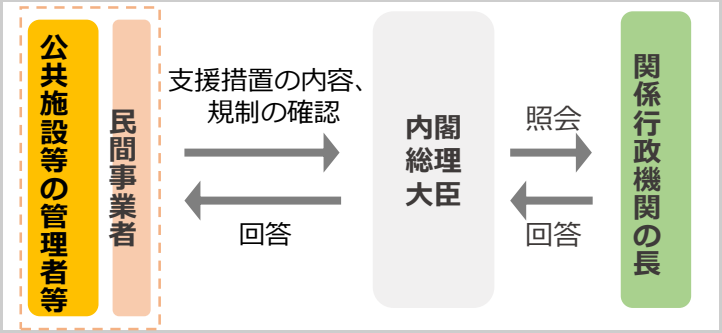

PFI事業基礎データベースの公表（令和6年3月）

○PFI事業促進を目的として、情報を一元化したPFI事業基礎データベースを公表。
（令和5年3月31日までに実施方針を策定しているもののうち、実施主体から公表可能として情報提供等あったもの。）

データ項目（例）
- 事業分野
- 事業手法
- 事業スケジュール
- 事業者（代表企業、構成企業等）
- 契約金額
- VFM　等

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jigyou/jigyou_index.html

	①事業名・事業主体				③事業内容						
項番	1-1. 事業名	1-2. 事業主体	2-1 管理者種別	2-2 自治体コード	3-1. 事業地点	3-2. 施設用途(主)	3-3. 事業分野(主)	3-4. 施設用途②	3-5. 事業分野②	3-6. 施設用途③	3-7. 事業分野③
338	中央合同庁舎第8号館整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当
762	内閣府新庁舎（仮称）整備等事業	国土交通省 内閣府	①国	-	東京都千代田区	庁舎	⑥行政	なし	非該当	なし	非該当

④事業の特徴(事業手法・他の事業手法・事業者の収入)						⑤事業の経過・スケジュール							⑥事業者(落札者)		
4-1. 事業手法	4-2. PFI方式以外の事業手法の有無・内容	4-3. 事業者の収入① サービス対価(発注者からの対価)	4-4. 事業者の収入② 利用者等からの収入（要求水準として内容指定） ※利用料収入、用途指定の利便施設等	4-5. 事業者の収入③ 利用者等からの収入（任意）	4-6. 任意事業の内容	5-1. 実施方針(案)/実施方針公表日	5-2. 特定事業選定日	5-3. 契約締結日	5-4. 供用開始日	5-5. 契約終了日	5-6. 運営権開始日	5-7. 運営権終了日	6-1. 事業者（代表企業）	6-2. 事業者（その他構成企業）	6-3. 事業者（協力企業）
・BTO	・行政財産の使用許可	○	○	×	非該当	2009/4/13	2009/6/16	2010/2/17	2014/4/1	2024/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平ビルサービス株式会社	・株式会社日建設計 ・東日本電信電話株式会社
・BTO	・行政財産の使用許可	○	○	×	非該当	2019/11/25	2020/4/6	2021/1/29	2025/10/1	2040/3/31	非該当	非該当	・清水建設株式会社	・太平ビルサービス株式会社 ・綜合警備保障株式会社	・株式会社日建設計 ・株式会社ニッコクトラスト

国による支援事業の公表（令和5年6月）

○内閣府および関係省庁では地方公共団体等におけるPPP/PFIの導入と案件形成を促進するため各種支援事業を実施している。各府省庁の支援事業周知を目的として、支援概要を横断的に把握可能な「国による支援事業リスト」を公表。
（※各支援事業により、通年または特定の時期の実施、今年度当初予算では計上されていないなどがある。）

データ項目（例）
- 支援対象
- 支援対象とする事業段階
- 支援内容（概要、補助率等）
- 問合せ先　等

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/shien_index.html

	府省庁	事業名等	支援対象		支援対象とする事業段階							
			支援対象者	事業分野/対象施設	全般	企画・立案	導入可能性調査	アドバイザリー	設計	建設	維持管理・運営	その他
1	内閣府	地域プラットフォーム形成支援	・地方公共団体等 ・地方公共団体等を構成員として含む構成体	・特になし	○							

支援内容			問合せ先		
補助率等	概要	URL	担当部署・課	電話番号	e-mail（任意）
内閣府が費用を負担	・地域プラットフォームの形成や運営を支援	https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/r5/r5_index.html	内閣府民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI室）	03-6257-1655	

第１回「PPP/PFI事業優良事例表彰」 受賞事業

○第 1 回「PPP/PFI 事業優良事例表彰」において、
公募の結果、合計63件（部門A:21件、部門B:42件）の応募があり、大臣賞、優秀賞及び特別賞の計 10 件の受賞事業を決定しました。
○各受賞事業の概要、表彰授与式の動画は、内閣府PPP/PFI推進室HPを参照のこと。
URL：https://www8.cao.go.jp/pfi/hyosho/yuryojirei_index.html

＜大臣賞＞

事業名	地方公共団体等名	部門名
宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）	宮城県	部門Ａ
旧苅田家付属町家群活用事業（城下小宿 糀や）	岡山県津山市	部門Ｂ

＜優秀賞＞

事業名	地方公共団体等名	部門名
南紀白浜空港民間活力導入事業	和歌山県	部門Ａ
鳥取県西部総合事務所新棟・米子市役所糀町庁舎整備等事業	鳥取県 鳥取県米子市	部門Ａ
伊達市学校給食センター整備運営事業	北海道伊達市	部門Ｂ
妙高市ガス事業譲渡及び上下水道事業包括的民間委託	新潟県妙高市	部門Ｂ
飯綱山公園官民連携魅力向上事業	長野県小諸市	部門Ｂ

＜特別賞＞

事業名	地方公共団体等名	部門名
長井海の手公園等交流拠点機能拡充事業	神奈川県横須賀市	部門Ａ
三条市社会資本に係る包括的維持管理業務（嵐北地区）	新潟県三条市	部門Ｂ
金谷地区生活交流拠点整備運営事業	静岡県島田市	部門Ｂ

※　部門A：人口20万人以上の地方公共団体、国等で事業化された事例部門
　　部門B：人口20万人未満の地方公共団体で事業化された事例部門